

令和2年度  
申込案内書

# エネルギー管理講習 資質向上講習

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、「エネルギー管理企画推進者」・「エネルギー管理員」に選任されている方を対象とした講習です。対象者の方は必ず受講してください。

※詳しい受講年度は、申込案内書の1～2ページを参照してください。なお、令和2年度に選任された場合は、本年度の受講はできません。

## 申込受付期間 [申込書 (払込取扱票) 提出]

令和2年11月5日(木) ～ 令和3年1月18日(月)

- ①第1回講習（1月開催）は、令和2年11月26日(木)までの受領証日附印有効。
- ②第2回講習（2月開催）は、令和3年1月18日(月)までの受領証日附印有効。

## 申込受付期間 [インターネット申込み <https://www.eccj.or.jp/>]

令和2年11月5日(木) ～ 11月26日(木)

- ①第1回講習（1月開催）、第2回講習（2月開催）の払込期限は、11月30日(月)まで。

令和3年1月5日(火) ～ 1月18日(月)

- ②第2回講習（2月開催）の払込期限は、1月20日(水)まで。

## 目次

1. 資質の向上を図るための講習（資質向上講習）について	1
2. 受講申込み要項	3
3. 受講にあたっての注意事項	6
4. 受講申込み方法	8
5. 申込書記入例及び記入上の注意事項	10

経済産業大臣指定講習機関 一般財団法人省エネルギーセンター

講習全般及び申込受付に関する問い合わせ

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

TEL：03-5439-4977 FAX：03-5439-6290 メール：train@eccj.or.jp



# 1

## 資質の向上を図るための講習(資質向上講習)について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という）に基づき、指定を受けた特定事業者等は、事業者毎に「エネルギー管理企画推進者」を、指定工場毎に「エネルギー管理員」を、エネルギー管理講習（新規講習）修了者から選任することが義務付けられています。

また、事業者はこの「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」に選任されている者（エネルギー管理士免状取得者は除く）に対して、定期的（3年ごと）<sup>注1</sup>に資質の向上を図るための講習（資質向上講習）<sup>注2</sup>を受講させることが義務付けられています。

### 注1：資質の向上を図るための講習の期間（省令第14条、省令第32条）

選任されている者が、規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年。ただし、講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して2年を越えた日以降に選任された場合には、選任された日の属する年度の翌年度の開始日から起算して1年。

### 注2：経済産業省令で定めるところにより行う資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない

- ・エネルギー管理企画推進者：法第9条第2項、法第20条第2項、法第31条第2項
- ・エネルギー管理員：法第12条第2項、法第14条第2項、法第23条第2項、法第25条第2項、法第34条第2項、法第36条第2項、法第42条第2項、法第44条第2項

## (1) 資質向上講習の受講について

当講習は、「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」として選任されている者を対象としています。また、当講習の受講年度は、エネルギー管理講習（「新規講習」又は直近に受講された「資質向上講習」）の受講年度及び選任年度により異なります。詳しい受講年度は、2ページを参照してください。

### 1) 新規講習の受講年度について

ご自身の新規講習の受講年度を確認するには、講習修了番号が参考となります。

下に例示する新規講習修了証の講習修了番号において、「2017」は新規講習の受講年度が**2017年度**であることを示しています。平成18年度の講習修了番号は、01-2006-3で始まります。講習修了番号は、資質向上講習を受講した場合でも、新規講習の講習修了番号と同一になります。

(例) 講習修了番号 → **01 - 2017 - 3 - ○○○○○**

### 2) 年度について

年度とは、**4月1日から翌年3月31日の期間**を表しています。

例えば、「新規講習を平成29年6～7月又は10～11月等に受講」又は、「資質向上講習を平成30年1月又は2月等に受講」した場合は、**受講年度は平成29年度**となります。

## (2) 令和2年度「資質向上講習」の受講対象者について

現在、「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」に選任されている者<sup>注3~注6</sup>のうち、下表の①から③に該当する者が、令和2年度の受講対象者です。

- ① 平成29年度のエネルギー管理講習「新規講習」を修了し、平成29年度から令和元年度の間を選任された者。
- ② 平成29年度のエネルギー管理講習「資質向上講習」を修了し、引き続き選任されている者。
- ③ 平成18年度から平成28年度の間、エネルギー管理講習「新規講習」又は「資質向上講習」を修了し、令和元年度に選任された者。

(説明記号 ●：新規講習を修了 ■：資質向上講習を修了 ◎：選任 ★：資質向上講習を受講)

		平成18~28年度 (2006~2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
①	平成29年度の「新規講習」を修了し、平成29年度から令和元年度の間を選任された者。		●新規修了 ◎選任			★資質受講
			●新規修了	◎選任		
			●新規修了		◎選任	
②	平成29年度の「資質向上講習」を修了し、引き続き選任されている者。		■資質修了			
③	平成18年度~平成28年度の間、「新規講習」又は「資質向上講習」を修了し、令和元年度に選任された者。	●新規修了 又は ■資質修了			◎選任	
<b>令和2年度の受講対象者</b>						<p>◀……………▶</p> <p>令和2年度に選任された場合は、次年度以降の受講対象者。</p>

注3：選任されている者（選任者）とは、所管の経済産業局に「エネルギー管理企画推進者選任届出書」又は「エネルギー管理員選任届出書」を届出されている者のことです。

注4：エネルギー管理士免状取得者は除く。

注5：一度解任された後、令和元年度までに再び選任された者を含みます。

注6：一度解任された後、令和2年度に再び選任された場合は、次年度以降の受講対象者となります。

## (3) 受講対象から外れる者

- ・エネルギー管理講習「新規講習」を修了したが、現在、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任されていない者。
- ・エネルギー管理士免状取得者<sup>注7</sup>として、所轄の経済産業局に選任届出をしている者。

注7：エネルギー管理士免状を取得しても、エネルギー管理講習「新規講習」修了者として所轄の経済産業局にエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員の選任届出をしている場合は、エネルギー管理士免状取得者として新たに選任届出がなされない限り、資質向上講習の受講対象者となります。

## 2

# 受講申込み要項

### (1) 申込受付期間

申込書 (払込取扱票) 提出	<b>令和2年11月5日(木)～令和3年1月18日(月)</b> ①第1回講習(1月開催)は、令和2年11月26日(木)までの受領証日附印有効。 ②第2回講習(2月開催)は、令和3年1月18日(月)までの受領証日附印有効。
インターネット 申込み	<b>令和2年11月5日(木)～11月26日(木)</b> ①第1回講習(1月開催)、第2回講習(2月開催)の払込期限は、11月30日(月)まで。 <b>令和3年1月5日(火)～1月18日(月)</b> ②第2回講習(2月開催)の払込期限は、1月20日(水)まで。

### (2) 受講料 17,100円(非課税)

### (3) 受講対象者

「資質向上講習」の受講対象者は、1～2ページをご覧ください。

### (4) 講義の区分

日常のエネルギー管理業務などから、講義区分として「工場」又は「事業場」のどちらかを選択してください。なお、前回受講した際の講義区分と違う講義区分を選択することも可能です。

講義区分	工場	事業場
講義内容	製造業などにおけるエネルギー管理に関する講義 1) エネルギー総合管理及び法規 2) エネルギー管理の手法(工場) 3) エネルギー管理の実務(工場)	ビル(事務所、店舗、ホテル、学校、病院等)などにおけるエネルギー管理に関する講義 1) エネルギー総合管理及び法規 2) エネルギー管理の手法(事業場) 3) エネルギー管理の実務(事業場)

### (5) 講習の課目・時間割

省エネ法の規定に定められた「エネルギー総合管理及び法規」、「エネルギー管理の手法」、「エネルギー管理の実務」の3課目について講義します。講義の時間割は下表のとおりです。なお、受講申込者数が一定の人数(約100名)に達しない講習地では、講義時間を延長して「工場」「事業場」の講義を合同講義※として実施します。

時間	課目	内容
9:30～11:40	エネルギー総合管理及び法規	・エネルギーを巡る情勢及び政策 ・省エネルギー法とエネルギー管理 ・省エネルギー推進のフローと体制 ほか
12:40～14:30	エネルギー管理の手法	・省エネルギー推進の着眼点 ・着眼点ごとの設備・機器・事例 ほか
14:30～16:30	エネルギー管理の実務	・工場等判断基準と管理標準 ・省エネルギー法に基づく届出、報告 ほか
16:40～17:10	効果測定(20分)	

#### ※ 合同講義

時間	課目
9:30～11:40	エネルギー総合管理及び法規
12:40～14:50	エネルギー管理の手法(合同)
14:50～17:00	エネルギー管理の実務(合同)
17:10～17:40	効果測定(20分)

注1: 課目別の講義時間は変更することがあります。休憩時間も含まれています。

注2: 効果測定では設問に対する解答をマークシートに記入します。

## (6) 講習地及び講習日 (会場番号)

### 第1回講習

講義区分		工場			事業場		
講習地	開催都市	会場番号	講習日	定員	会場番号	講習日	定員
東京都	東京都	201	1月13日(水)	500	202	1月14日(木)	550

### 第2回講習

講義区分		工場			事業場		
講習地	開催都市	会場番号	講習日	定員	会場番号	講習日	定員
北海道	札幌市	011	2月25日(木)	70	012	2月26日(金)	80
宮城県	仙台市	101	2月19日(金)	180	102	2月19日(金)	120
東京都	東京都	203	2月24日(水)	450	204	2月25日(木)	500
愛知県	名古屋市	401	2月16日(火)	280	402	2月17日(水)	280
富山県	富山市	501	2月18日(木)	100	502	2月18日(木)	50
大阪府	大阪市	601	2月26日(金)	410	602	2月26日(金)	350
広島県	広島市	701	2月19日(金)	140	702	2月19日(金)	90
香川県	高松市	801	2月19日(金)	100	802	2月19日(金)	70
福岡県	福岡市	901	2月26日(金)	200	902	2月26日(金)	160
沖縄県	那覇市	991	2月19日(金)	20	992	2月19日(金)	30

注1：上表の会場番号は、講義区分（工場・事業場）、講習地、講習日により異なります。

注2：定員超過により第2希望の講習地になる場合に限りご連絡します。

## (7) 講習会場

会場は変更になる場合がありますので、必ず**受講票を確認**してください。

- 北海道・・・北海道経済センター
- 宮城県・・・東北福祉大学仙台駅東口キャンパス
- 東京都・・・TOC有明
- 愛知県・・・名古屋市公会堂
- 富山県・・・富山県中小企業研修センター
- 大阪府・・・マイドームおおさか
- 広島県・・・広島工業大学専門学校
- 香川県・・・かがわ国際会議場
- 福岡県・・・福岡商工会議所
- 沖縄県・・・沖縄産業支援センター

## (8) 申込み内容の変更について

変更及び修正は、下記の申請期限までに講習部へご連絡ください。

申請期限	
第1回講習（1月開催）に申込み	令和2年11月30日（月）
第2回講習（2月開催）に申込み	令和3年1月20日（水）

## (9) 特別措置について

障がい等により座席等に配慮が必要な場合は、申込み時にその旨を講習部（TEL：03-5439-4977）までご連絡ください。

## (10) 受講票について

### 1) 受講票の発送日

受講票を下記郵送予定日に、申込受講者宛（インターネットからの団体申込の場合は、申込責任者宛）に発送します。1週間経過しても届かない場合には、講習部へご連絡ください。

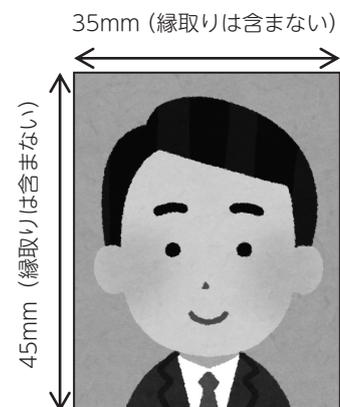
郵送予定日	
令和2年11月5日（木）～11月26日（木）申込み	令和2年12月21日（月）
令和2年11月27日（金）～令和3年1月18日（月）申込み	令和3年2月5日（金）

### 2) 受講票の確認と訂正方法について

- ・受講票が到着次第、**受講日時、講義の区分、講習地、講習会場、氏名、生年月日等を必ず確認してください。**
- ・受講票の記載内容に誤り、変更等がある場合は、**受講票の訂正欄に赤字で訂正のうえ、講習当日に提出してください。ただし、受講者、講習日、講習会場の変更はできません。**
- ・受講票に記載の講習会場と案内図で、交通手段、所要時間等を事前に確認してください。
- ・**受講票の指定箇所に、「写真」を貼付し、自署欄に自筆で「署名」をし、講習当日に必ず持参してください。**受講票は「テキスト引換券」を兼ねています。
- ・受講票の忘れや写真の貼付がない場合は、受講できない場合があります。

### 3) 受講票に貼付する写真について

- ・**大きさは、縦45mm×横35mm（パスポート用写真と同じ）で、ふちなしのもの。**
- ・講習日から6ヶ月以内に撮影したもの。（カラー、白黒どちらでも可。）
- ・無背景、正面、無帽で撮影した顔写真（肩口まで）、受講の際本人とすぐわかるように鮮明なもの。
- ・デジタル写真を使用する場合は、写真専用紙を使用してください。
- ・写真のコピーやコピー用紙に印刷したものは使用できません。



## (11) 修了証について

全ての講義と効果測定を受けた方が講習修了者となります。講習修了者には、講習日から約1カ月後に修了証を郵送します。

## 3

# 受講にあたっての注意事項

### (1) 受講について

- 1) 天候、その他により講習会場への交通が乱れることがあります。事前に情報を得て、十分時間に余裕をみてご来場ください。当センターが中止と判断した場合を除き、天災又は公共交通機関の運行停止などにより受講できない場合であっても、当該者に対する再講習は実施しません。また、受講料の返金もできませんのでご了承ください。
- 2) 講習当日の受付は、講義開始30分前（9：00頃）から予定しています。
- 3) 受付時に職員が非接触体温計で受講者全員の体温を計測します。その際は、**37.5℃以上の体温がある受講者は入場できません。**
- 4) 受講票は、講習当日の受付時に必ずご提出ください。
- 5) 座席は、受講票に記載された受講番号により決まっています。
- 6) 講義の説明を行いますので、9：25までに着席してください。
- 7) **講義時間に30分以上の遅刻・早退をした場合、又は全講義を通して30分以上の途中退室をした場合は、規定の講義を受講したものとみなされません。**
- 8) 規定の全ての講義を受講しなければ、効果測定は受けられません。
- 9) 全ての講義と効果測定を受けた者が講習修了者となります。
- 10) 効果測定中は講義室から退室できません。
- 11) 申込者以外の方が受講する等の不正行為が確認された場合は、受講したものとみなされません。
- 12) 講義中に他の受講者の迷惑になる行為等をした場合、講義室より退出していただきます。

### (2) 持参物（講習当日は、各自以下のものを必ず持参してください。）

- 1) **受講票：規定どおりの写真を貼付し署名したもの。**
- 2) **筆記用具：HBの鉛筆（又はシャープペンシル）、消しゴム。**  
（効果測定はマークシート方式です。ボールペン等は使用できません。）
- 3) **テキスト等を入れる袋をご持参ください。**

### (3) その他

- 1) 講習当日に不測の事態等が発生し、講師が講義できない場合、音声録音等により実施することがあります。
- 2) 講義室内には空調設備がありますが、室温の変化などに対応できる服装でご来場ください。
- 3) 受講に当たっては体調管理に十分ご留意ください。
- 4) 講習会場には駐車はできませんので、公共交通機関を利用してください。
- 5) 講義室は禁煙です。
- 6) 受講中は、携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレット等の電源を切って鞆などにしまってください。

## 新型コロナウイルス感染症に関する留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染の予防・拡大防止のため、受講にあたって次の事項に留意してください。

- ・ 講習当日は、**感染予防のためにマスクの着用をお願いします**。なお、本人確認の際、一時的にマスクをお取りください。
- ・ 講習当日は、受付時に職員が非接触体温計で受講者全員の体温を計測します。その際は、**37.5℃以上の体温がある受講者は入場できません**。
- ・ 講義室は、換気等の空調運転、ドアの開放などを行いますので、室温の高低に対応できるように服装には注意してください。
- ・ 飛沫感染防止のため、会場内での不必要な会話は控えてください。
- ・ 咳エチケット、手洗い、うがいの励行、感染リスクが高い場所を避けるなど、普段から感染予防と体調管理に努めてください。
- ・ 講習会場内での移動、検温やトイレの順番待ちの際には、周囲の方との距離を保って行動してください。
- ・ 今後、情勢の変化により講習が中止・延期される場合、その他留意事項の連絡等は、省エネルギーセンターのホームページ上で告知しますので、定期的に確認してください。

(参考)

省エネルギーセンター側の対応

- ・ 講習会場の各所にアルコール消毒液を設置します。
- ・ 定期的にドアノブや手すり等の消毒を行います。
- ・ 業務実施前に検温し、問題ないことを確認した者が業務に従事します。
- ・ 係員は、マスクを着用し、受付時等にはゴム手袋を着用します。
- ・ 講師の席にはアクリルボードを設置します。

講習実施に関する最新情報は、当センターホームページの「講習部からのお知らせ」に随時掲載しますので、必ずご確認ください。[\(https://www.eccj.or.jp/\)](https://www.eccj.or.jp/)

## 4

# 受講申し込み方法

申し込み方法には、インターネットから申し込みをする方法と申込書（払込取扱票）を提出する方法の2種類があります。いずれかを選択して申し込みをしてください。

インターネット	銀行振込・クレジットカード決済・その他決済[コンビニ・ペイジー(ATM)・ネットバンク]
申込案内書	申込書(払込取扱票)[郵便局(ゆうちょ銀行)窓口など]

### 注意事項

- ・「インターネット申込み」と「申込書(払込取扱票)」の両方で申し込まないでください。
- ・当センターは領収書及び請求書を発行しません。
- ・申込み受理後に、申込みの取消しや受講料の返金はできません。

## (1) インターネットから申し込みをする方法（個人・団体）



当センターのホームページ (<https://www.eccj.or.jp/>) から、インターネット申込みができます。詳細は、当センターのホームページにて確認してください。

### 1) 申込受付期間

**令和2年11月5日(木)～11月26日(木)(23時59分まで)**

①第1回講習(1月開催)、第2回講習(2月開催)の払込期限は、**11月30日(月)**まで。

**令和3年1月5日(火)～1月18日(月)(23時59分まで)**

②第2回講習(2月開催)の払込期限は、**1月20日(水)**まで。

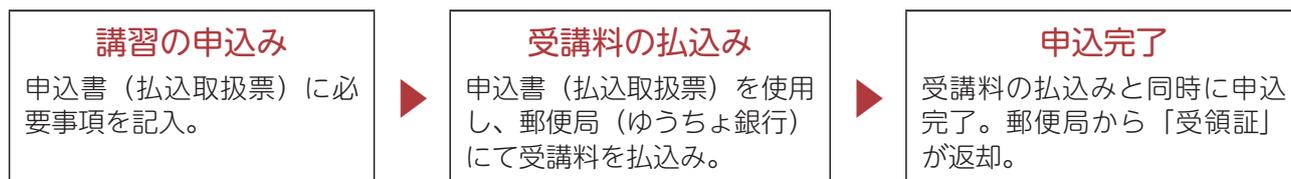
### 2) インターネットの申し込み方法について

- ・インターネットからの申込みでは、個人申込み(1人用)と団体申込み(2～25人用)ができます。
- ・団体申込みの場合、受講料が申込者全員分の一括払いとなります。また、一団体の申込者全員分の受講票が申込責任者宛に送付されます。ただし、講習後の修了証は各修了者個人宛に送付されます。

### 3) 受講料の払込みについて

- ・受講料の払込みは、「銀行振込」、「クレジットカード決済」、「その他決済(コンビニ・ペイジー(ATM)・ネットバンク)」から選択できます。
- ・受講料は、別途通知する期間内にお支払いください。(クレジットカード決済除く)
- ・申込完了(入金通知)メールは、受講票が届くまで必ず保管してください。受講票が届かない場合の問い合わせに必要です。
- ・請求書及び領収書は、各金融機関から発行される「証明書」・「利用明細」又は、各種メールに記載の「スマートレシート(web明細)」にて代えさせていただきます。それ以外の書類は発行しません。

## (2) 申込書（払込取扱票）を提出する方法



申込書は、この「申込案内書」と同じ込まれている専用の「払込取扱票」で兼ねています。申込書（払込取扱票）に必要事項を記入のうえ、郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口へ提出してください。

### 1) 申込受付期間

**令和2年11月5日（木）～令和3年1月18日（月）**

- ①第1回講習（1月開催）は、**令和2年11月26日（木）**までの受領証日附印有効。
- ②第2回講習（2月開催）は、**令和3年1月18日（月）**までの受領証日附印有効。

### 2) 申込書の記入について

- ・申込書（払込取扱票）は、**申込者1名につき、必ず1枚の申込書（払込取扱票）を使用してください。**
- ・記入の際は、10ページの「申込書記入例及び記入上の注意事項」を参照してください。

<b>払込取扱票 （郵便局に提出・回収処理）</b>	<b>振替払込請求書兼受領証 （郵便局から返却）</b>
「ご依頼人・通信欄」が「 <b>申込書</b> 」になります。 ※銀行振込には対応していません。 ※郵便局に備え付けの払込用紙は使用できません。申込案内書に綴じ込みのものを使用してください。	受領証が「 <b>領収書</b> 」となります。 ※ <b>再発行はできません</b> ので、大切に保管してください。

### 3) 受講料の払込みについて

- ・受講料は、申込書（払込取扱票）を使用して払込みをしてください。なお、払込手数料は払込人負担です。
- ・当センターの口座番号、金額などは申込書（払込取扱票）に印刷済みです。
- ・申込書（払込取扱票）を郵便局（ゆうちょ銀行）に提出すると、「振替払込請求書兼受領証」の部分が返却されます。受講料が届くまで必ず保管してください。
- ・「振替払込請求書兼受領証」は、申込書を提出した証明となり、受講料が届かない場合の問い合わせに必要です。
- ・請求書及び領収書は、郵便局（ゆうちょ銀行）から返却される「振替払込請求書兼受領証」又は「利用明細」にて代えさせていただきます。それ以外の書類は発行しません。

# 5

## 申込書記入例及び記入上の注意事項

申込書は、この「申込案内書」にとじ込まれている専用の「払込取扱票」で兼ねています。申込者1名につき専用の「払込取扱票」1枚を使用してください。下記の記入例を参考にして①～⑩の記入上の注意をよく読み、必ず申込者本人が、黒インク又は黒ボールペンにて、かい書で正確に記入してください。記入事項の訂正は二重取消線を使用してください。

なお、申込書に記入された内容については、個人情報として厳重に取扱い、講習事務以外には使用しません。

**【申込書の記入例】機械処理をしますので、明瞭に記入してください。**

### ① 区分

「工場」又は「事業場」のうち、受講する講義区分のいずれかを選択し〇マルで囲んでください。両方を受講することはできません。講義区分の内容は3ページを参照。

### ② 受講希望地

会場番号、講習日を記入してください。第2希望が不都合の場合は、「一月一日」のように記入してください。会場番号は講義区分によって違います。会場番号は4ページを参照。

### ③ 講習修了番号

新規講習修了証に記載の修了番号を記入してください。

払込取扱票															振替払込請求書兼受領証									
00		東京		口座記号番号											001807									
金額															千 百 十 万 千 百 十 円									
001807															446539									
金額															17100									
料 金															備 考									
(一財)省エネルギーセンター 資質向上講習															加入者名 (一財)省エネルギーセンター 資質向上講習									
エネルギー管理講習 (資質向上講習) 申込書															加入者名 (一財)省エネルギーセンター 資質向上講習									
① 区分 <input type="radio"/> 工場 <input checked="" type="radio"/> 事業場															② 受講希望地 会場番号 203 2月24日 ー ー月ー日									
③ 講習修了番号 012017301234															金額 千 百 十 万 千 百 十 円 17100									
住所 〒108-0000 (電話) 03-0000-0000															振替払込請求書兼受領証 口座記号番号 001807 金額 17100 振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証									
④ 書類等送付先 東京 港区芝浦 0-0-0															振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証									
⑤ 住所 (受講票等送付先) 東京 港区芝浦 0-0-0															振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証									
⑥ 勤務先 (株)省エネ社 技術部 (電話) 03-0000-0000															振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証									
⑦ 事業者番号又は工場番号 00012345															振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証									
⑧ 氏名 フリガナ ショウエネ タロウ 氏名 省エネ 太郎															振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証									
⑨ 性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 ⑩ 生年月日 大正・昭和・平成(年号) 47年4月10日															振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証									

### ④ 書類等送付先

受講票、修了証等の送付先となります。「現住所 勤務先」のいずれかを選びチェック(✓)を入れてください。

### ⑤ 住所 (受講票等送付先)

④で「現住所」を選択された場合は、受講者の現住所(自宅住所を)を記入してください。郵便番号、住所は最小区分(番地、号、マンション(アパート)名、部屋番号、〇〇方)までを必ず記入してください。「勤務先」を選択された場合は、勤務先の住所を記入してください。

### ⑥ 勤務先

現在勤務している会社名(工場名等)、部署名までを正確に記入してください。書類に不備がある場合に問合せをしますので、確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。(例) 090-1234-5678

### ⑦ 事業者番号又は工場番号

事業者番号(特定事業者番号・特定連鎖化事業者番号等)又は工場番号(エネルギー管理指定工場番号)を記入してください。

### ⑧ 氏名

氏名とフリガナを記入してください。この氏名は、書類等送付の宛名、修了証に記載の氏名となるため、戸籍と同じ字を明瞭に間違いなく記入してください。(例: 己巳巳、崎崎、高高など)

### ⑨ 性別

いずれかを〇マルで囲んでください。

### ⑩ 生年月日

大正、昭和、平成(年号)を〇マルで囲み、生年月日を算用数字で記入してください。

## 問い合わせ先

経済産業大臣指定講習機関

# 一般財団法人省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

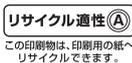
<https://www.eccj.or.jp/>

TEL : 03-5439-4977 FAX : 03-5439-6290

メール : [train@eccj.or.jp](mailto:train@eccj.or.jp)

問い合わせ時間 9時15分から17時30分まで(土・日・祝日を除く)

一般財団法人省エネルギーセンターは、平成11年(1999年)4月27日に通商産業大臣から「エネルギー管理講習指定講習機関」として指定を受けています。



禁無断転載、著作権所有 一般財団法人省エネルギーセンター

Copyright ©The Energy Conservation Center, Japan 2020

※この印刷物は資源の有効利用のため、古紙配合率70%の再生紙・植物性インキを使用しています。